

改 正 後	現 行
第1 (略) (定義) 第2 この要綱で「<u>指定くん蒸倉庫</u>」とは、植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づく消毒の手段としてのくん蒸の用に供する倉庫、上屋、くん蒸庫及びサイロ(指定燐化アルミニウムくん蒸専用サイロを除く。以下同じ。)として植物防疫所長(那覇植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。以下第3を除き同じ。)が指定するものをいう。 2 この要綱で「<u>指定燐化アルミニウムくん蒸専用サイロ</u>」とは、法第9条第1項の規定に基づく消毒の手段としての燐化アルミニウムくん蒸の用に供するサイロとして植物防疫所長が指定するサイロであって、循環装置を有しないものをいう。 (指定基準) 第3 くん蒸倉庫の指定は植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)第6条第1項第1号に掲げる港の港頭地域(植物防疫所長(那覇植物防疫事務所長を含む。))が定めて公表した区域をいう。以下同じ。)及び規則第6条第1項第2号に掲げる飛行場内にあるものについて、規程別表第4又は規程別表第5の基準(以下「指定基準」という。)に基づいて行うものとする。 (指定の申請) 第4 植物防疫官は、規程第4条第2項のくん蒸倉庫として指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)に対し、くん蒸倉庫指定申請書(別記様式1)にくん蒸倉庫構造明細書(平面図及び立面図を含む。)及びくん蒸倉庫配置図を添付して、植物防疫所長に提出させるものとする。 (審査) 第5 植物防疫所長は、申請者から第4のくん蒸倉庫指定申請書の提出があったときは、植物防疫官に次の審査を行わせるものとする。 (1)書類審査 申請書及び添付書類に基づき、<u>指定を受けようとするくん蒸倉庫の構造及び付属施設が指定基準に適合するか否かを審査するものとする。</u> なお、審査の結果、当該くん蒸倉庫が指定基準に適合しないと認めたときは、(2)の实地審査は行わないものとする。 (2)实地審査 ア・イ (略) ウ ガス保有力審査 (略) (ア)倉庫にあっては、送風して水マノメーターで水柱高が55ミリメートルになるまで加圧し、<u>送風停止後、水柱高が50ミリメートルに降下した時点から5分後の水柱高が5ミリメートル以上であることが確認できる場合(この場合のくん蒸ガス保有力についての等級は、水柱高が5ミリメ</u>	第1 (略) (定義) 第2 この要綱で「<u>くん蒸倉庫</u>」とは、植物防疫法第9条第1項の規定に基づく消毒としてのくん蒸の用に供する倉庫、上屋、くん蒸庫及びサイロ(<u>燐化アルミニウムくん蒸専用サイロを除く。以下同じ。</u>)をいう。 (指定基準) 第3 くん蒸倉庫の指定は植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)第6条第1項第1号に掲げる港の港頭地域(植物防疫所長(<u>植物防疫事務所長を含む。</u>))が定めて公表した区域をいう。以下同じ。)及び規則第6条第1項第2号に掲げる飛行場内にあるものについて、規程別表第4又は規程別表第5の基準(以下「指定基準」という。)に基づいて行うものとする。 (指定の申請) 第4 植物防疫官は、規程第4条第2項のくん蒸倉庫として指定を受けようとする者に対し、くん蒸倉庫指定申請書(別記様式1)に倉庫構造明細書(平面図及び立面図を含む。)及び倉庫配置図を添付して、植物防疫所長(<u>植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。以下同じ。</u>)に提出させるものとする。 (審査) 第5 植物防疫所長は、第4の申請書の提出があったときは、植物防疫官に次の審査を行わせるものとする。 (1)書類審査 申請書及び添付書類に基づき、<u>当該くん蒸倉庫の構造及び付属施設が指定基準に適合するか否かを審査するものとする。</u> なお、審査の結果、当該くん蒸倉庫が指定基準に適合しないと認めたときは、(2)の实地審査は行わないものとする。 (2)实地審査 ア・イ (略) ウ ガス保有力審査 (略) (ア)倉庫にあっては、送風して水マノメーターで水柱高が50ミリメートルになるまで加圧し、<u>送風停止5分後の水柱高が5ミリメートル以上であることが確認できる場合(この場合の倉庫のくん蒸ガス保有力についての等級は、送風停止5分後の水柱高が5ミリメートル以上45ミリメートル未満</u>

ートル以上45ミリメートル未満の場合は規程別表第4のA級、45ミリメートル以上の場合は規程別表第4の特A級とする。) (イ) サイロにあっては、空の状態で送風して水マノメーターで水柱高が550ミリメートルになるまで加圧し、<u>送風停止後、水柱高が500ミリメートルに降下した時点から20分後の水柱高が200ミリメートル以上であることが確認できる場合</u>(この場合のくん蒸ガス保有力についての等級は、水柱高が200ミリメートル以上400ミリメートル未満の場合は規程別表第5のA級、400ミリメートル以上の場合は規程別表第5の特A級とする。) エ かくはん(循環)装置審査 穀類等を適量収容した状態でくん蒸を行い、<u>直ちに</u>かくはん(循環)装置を稼動させた後、2時間以内にガス濃度が均一化するか否かを審査するものとする。なお、ガス濃度の測定点は、サイロの場合は上部空間及び穀層内の上、中、下の4点以上、倉庫の場合は中央空間部の上、中、下の3点以上とする。 <u>ただし、倉庫にあっては、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、その確認をもって、かくはん(循環)装置審査を行ったものとすることができる。</u> <u>(ア) 使用するかくはん装置の最大静圧が20水柱ミリメートル(200パスカル)以上であること。</u> <u>(イ) 使用するかくはん装置の送風率が15.0以下であること。</u> <u>(ウ) 内容積が30立方メートル以上であること。</u>	の場合は規程別表第4のA級、45ミリメートル以上の場合は規程別表第4の特A級とする。) (イ) サイロにあっては、空の状態で送風して水マノメーターで水柱高が500ミリメートルになるまで加圧し、<u>送風停止20分後の水柱高が200ミリメートル以上であることが確認できる場合</u>(この場合のサイロのくん蒸ガス保有力についての等級は、<u>送風停止20分後の水柱高が200ミリメートル以上400ミリメートル未満の場合は規程別表第5のA級、400ミリメートル以上の場合は規程別表第5の特A級とする。</u>) エ かくはん(循環)装置審査 穀類等を適量収容した状態でくん蒸を行い、<u>ただちに</u>かくはん(循環)装置を稼動させた後、2時間以内にガス濃度が均一化するか否かを審査するものとする。なお、ガス濃度の測定点は、サイロの場合は上部空間及び穀層内の上、中、下の4点以上、倉庫の場合は中央空間部の上、中、下の3点以上とする。
第6・第7 (略) (指定の通知) 第8 植物防疫所長は、第7の指定を<u>行ったときは</u>、<u>遅滞なくくん蒸倉庫指定通知書</u>(別記様式2)をもって申請者に通知するものとする。 (指定倉庫の表示及びくん蒸実施記録表の備えつけ) 第9 <u>第7の指定を受けた者は、当該くん蒸倉庫に「植物防疫所指定くん蒸倉庫」の表示を掲げるとともに、くん蒸実施記録表(別記様式3(二酸化炭素くん蒸の場合にあっては別記様式4))を備え付け、くん蒸の都度くん蒸実施記録表を植物防疫所長に提出するものとする。</u> (指定の有効期間) 第10 <u>くん蒸倉庫の指定の有効期間は、3年間とする。</u> 第11～第14 (略) (指定の公表) 第15 植物防疫所長は、<u>指定くん蒸倉庫を</u>、インターネットを利用して公表するものとする。 (燐化アルミニウムくん蒸専用サイロの審査) 第16 植物防疫所長は、規則第6条第1項第1号に掲げる港の港頭地域及び規則第6条第1項第2号に掲	第6・第7 (略) (指定の通知) 第8 植物防疫所長は、第7の指定を<u>行った後</u>遅滞なく<u>書面</u>(別記様式2)をもって申請者に通知するものとする。 (指定倉庫の表示及びくん蒸実施記録表の備えつけ) 第9 <u>植物防疫所長は、第7の指定を行ったときは指定申請者に対し、当該くん蒸倉庫に「植物防疫所指定くん蒸倉庫」の表示を掲げさせるとともに、くん蒸実施記録表(別記様式3(二酸化炭素くん蒸の場合にあっては別記様式4))を備えつけさせ、くん蒸のつどくん蒸実施記録表を提出させるものとする。</u> (指定の有効期間) 第10 <u>くん蒸倉庫の指定の有効期間は、コンクリート、鉄鋼板又は高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル造りのもの</u>に<u>あっては指定の日から3年間、その他の造りのもの</u>に<u>あっては指定の日から1年間</u>とする。 第11～第14 (略) (指定の公表) 第15 植物防疫所長(<u>本項においては本所長に限る。</u>)は、<u>管内のくん蒸倉庫を</u>、インターネットを利用して公表するものとする。 (燐化アルミニウムくん蒸専用サイロ) 第16 植物防疫所長は、規則第6条第1項第1号に掲げる港の港頭地域及び規則第6条第1項第2号に掲

掲げる飛行場内のサイロについて、燐化アルミニウムくん蒸専用サイロの指定の申請があったときは、植物防疫官に燐化アルミニウムくん蒸専用サイロ使用許可基準（別表１）に適合するか否かを審査させ、適合していると認めたときは、この使用を許可することができるものとする。

2 （略）

第17 （略）

別表１（第16関係）
燐化アルミニウムくん蒸専用サイロ使用許可基準
（略）

別表２（第17関係）
（略）

別記様式１（第４関係）

くん蒸倉庫指定申請書 { 新規
継続

年 月 日

植物防疫（事務）所 { 支 所
出張所 } 長殿
住 所
氏 名

下記 を輸入植物検疫規程第４条第２項に基づくくん蒸倉庫として指定されたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

倉庫 番号	床面積又は 収容トン数	内容積 m ³	かくはん又は循 装環装置の有無等	ガス排出装 置の有無	建築（製造・購 入）年月日	所 在 地	備 考

掲げる飛行場内のサイロであって、循環装置を有しないものを燐化アルミニウムくん蒸の用に供したい旨の申請があったときは、植物防疫官に燐化アルミニウムくん蒸専用サイロ使用許可基準（別表１）に適合するか否かを審査させ、適合していると認めたときは、この使用を許可することができるものとする。

2 （略）

第17 （略）

別表１（第16関係）
燐化アルミニウムくん蒸専用サイロ許可基準
（略）

別表２（第17関係）
（略）

別記様式１（第４関係）

受付 番号	—
----------	---

くん蒸倉庫指定申請書 { 新規
継続

年 月 日

植物防疫所 { 支 所
出張所 } 長殿
住 所
氏 名
代 理

下記 を輸入植物検疫規程第４条第２項に基づくくん蒸倉庫として指定されたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

倉庫 番号	床面積又は 収容トン数	内容積 m ³	かくはん又は循 装環装置の有無等	ガス排出装 置の有無	建築（製造・購 入）年月日	所 在 地	備 考

--	--	--	--	--	--	--	--

- [注]
- 1 関係書類はくん蒸倉庫構造明細書（平面図及び立面図を含む。）及びくん蒸倉庫配置図とする。なお、継続指定の場合は、関係書類を必要としないが備考欄に、旧指定番号を記入すること。
- 2・3 （略）

別添 1

くん蒸倉庫構造明細書

名称及び番号：

項 目	明 細
形態 屋根又は天井 外壁及び仕切壁 屋根、天井、外壁、仕切壁、床等の接合部 床 戸口 窓・換気孔 錠及び網戸 開放時における立入禁止の防止柵等 かくはん又は循環装置（かくはん装置にあっては、最大静圧、風量及び設置台数を含む。） その他	

別添 2 （略）

別記様式 2（第 8 関係）

くん蒸倉庫指定通知書

番 号
年月日

殿

植物防疫（事務）所〔 支所
出張所 〕長 ，

（略）

--	--	--	--	--	--	--	--

- [注]
- 1 関係書類は構造明細書（平面図及び立面図を含む。）及び配置図とする。継続指定の場合は、関係書類を必要としないが備考欄に、旧指定番号を記入すること。
- 2・3 （略）

別添 1

くん蒸倉庫構造明細書

名称及び番号：

項 目	明 細
形態 屋根又は天井 外壁及び仕切壁 屋根、天井、外壁、仕切壁、床等の接合部 床 戸口 窓・換気孔 錠及び網戸 開放時における立入禁止の防止柵等 かくはん又は循環装置 その他	

別添 2 （略）

別記様式 2（第 8 関係）

くん蒸倉庫指定通知書

番 号
年月日

殿

植物防疫所〔 支所
出張所 〕長 ，

（略）

年 月 日																
時 分																
ガ ス 濃 度																
穀 温															判 定	
測 定 者																
投薬立会者名			開放立会者名			<u>植物防疫官</u>										
施設所有者	作業主任者	作業員	施設所有者	作業主任者	作業員	投 薬			開 放							
備 考				(注意事項) 1 (略) (削る) <u>2</u> (略)												

年 月 日																
時 分																
ガ ス 濃 度																
穀 温																判 定
測 定 者																
投薬立会者名			開放立会者名			<u>統括植物検疫官</u>		<u>担当官</u>		投 薬		開 放				
施設所有者	作業主任者	作業員	施設所有者	作業主任者	作業員	<u>次席植物検疫官</u>										
一 備 考						(注意事項) 1 (略) <u>2 同時くん蒸される消毒対象外貨物は、品名、数量欄のみ記入すること。</u> <u>3</u> (略)										